

松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録及び証明に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、法第260条の5の規定による認可地縁団体の代表者(以下「代表者」という。)又は次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)とする。

- (1) 裁判所により選任された代表者の職務代行者
- (2) 法第260条の9の規定による仮代表者
- (3) 法第260条の10の規定による代表者の特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25の規定による清算人

(登録申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて、自ら市長に登録の申請をしなければならない。

2 前項の場合において、認可地縁団体印鑑登録申請書に押印すべき印鑑は、松江市印鑑条例(平成17年松江市条例第262号)の規定により登録されている代表者等の個人の印鑑(以下「個人印鑑」という。)とする。

(登録印鑑)

第4条 登録できる認可地縁団体印鑑は、当該認可地縁団体につき1個に限るものとする。

2 認可地縁団体印鑑が次の各号に掲げるもののうちのいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑の登録はできない。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(登録申請の審査)

第5条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査しなければならない。

(認可地縁団体印鑑の登録)

第6条 市長は、前条の規定により当該申請の事実を確認したときは、認可地縁団体印鑑登

録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。

(登録事項の修正)

第7条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に係る変更(認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。)が生じたことを知ったときは、職権によりこれを修正するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請)

第8条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら市長に申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに個人印鑑を添えて、市長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(認可地縁団体印鑑登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとし、当該認可地縁団体印鑑の登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等の登録資格に変更が生じた場合
- (2) 法第260条の20の規定に基づき認可地縁団体が解散した場合
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により認可地縁団体の代表者等に係る登録印鑑として適当でないと認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由を知った場合

2 市長は、前条の認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

第10条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、市長に対して認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合には、登録している認可地縁団体印鑑を押印した申請書により自ら申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容が適正であることを確認した上で、当該申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第11条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 代表者等に係る第2条の規定による登録資格の区分
- (4) 代表者等の氏名

(5) 代表者等の生年月日

(代理人による申請)

第12条 法第260条の8の規定による代理人を置き、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項の規定により、当該代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第8条及び第10条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(松江市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定による処分については、松江市行政手続条例(平成17年松江市条例第13号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年松江市条例第2号)、鹿島町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成14年鹿島町条例第15号)、島根町認可地縁団体印鑑条例(平成16年島根町条例第2号)、美保関町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成16年美保関町条例第12号)、八雲村認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成7年八雲村条例第7号)、玉湯町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年玉湯町条例第17号)又は宍道町認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成5年宍道町条例第13号)の規定によりなされた認可地縁団体の印鑑の登録及び認可地縁団体印鑑登録証明書の交付その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(八東郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

3 八東郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町認可地縁団体の印鑑の登録及び証

明に関する条例(平成14年東出雲町条例第7号)の規定によりなされた印鑑の登録、印鑑登録証明書の交付その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年10月3日松江市条例第40号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月5日松江市条例第34号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。